

令和2年余市町議会第3回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午前11時55分

○招 集 年 月 日

令和2年9月14日（月曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和2年9月16日（水曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 3番 中井 寿夫
余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子
余市町議会議員 2番 吉田 豊
" 4番 藤野 博三
" 5番 内海 博一
" 6番 庄 巖龍
" 8番 白川 栄美子
" 9番 寺田 進
" 10番 彫谷 吉英
" 11番 茅根 英昭
" 12番 近藤 徹哉
" 13番 安久 莊一郎
" 14番 大物 翔
" 15番 中谷 栄利
" 16番 山本 正行
" 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （1名）

余市町議会議員 1番 野呂 栄二

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 須 貝 達 哉
総 務 課 長 増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長 羽 生 満 広
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 上 村 友 成
福 祉 課 長 照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
保 険 課 長 中 島 豊
環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
建 設 課 長 篠 原 道 憲
ま ち づ くり 計 画 課 長 庄 木 淳 一
下 水 道 課 長 北 島 貴 光
水 道 課 長 奈 良 論
会 計 管 理 者 （ 併 ） 会 計 課 長 秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 中 村 利 美
学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹
社 会 教 育 課 長 浅 野 敏 昭

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

石川 智子

・持続的運用への支援強化を求める
要望意見書

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本 雅純
主 幹 枝村 潤
書 記 小林 宥斗

第13 意見案第3号 新型コロナウイルス
感染症対策の強化を求める要望意見
書

第14 意見案第4号 国土強靱化に資する
道路の整備等に関する要望意見書

第15 意見案第5号 地方自治体のデジタ
ル化の着実な推進を求める要望意見
書

第16 意見案第6号 種苗法の改定に関す
る要望意見書

第17 閉会中の継続審査調査申出について

○議 事 日 程

第 1 議案第 3号 余市町議会議員及び
余市町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例案

第 2 議案第 4号 余市町過疎地域自立
促進市町村計画の変更について

第 3 議案第 5号 工事請負契約の締結
について

第 4 議案第 6号 工事請負契約の締結
について

第 5 議案第 7号 町有財産の取得につ
いて

第 6 議案第 8号 令和元年度余市町水
道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

第 7 議案第 9号 北海道町村議会議員
公務災害補償等組合格約の変更につ
いて

第 8 議案第10号 北海道市町村職員退
職手当組合格約の変更について

第 9 議案第11号 北海道市町村総合事
務組合格約の変更について

第10 認定第 1号 令和元年度余市町水
道事業会計決算認定について

第11 意見案第1号 新型コロナウイルス
感染症の影響に伴う地方財政の急激
な悪化に対し地方税財源の確保を求
める要望意見書

第12 意見案第2号 ドクターヘリの安定

開 議 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和2年余
市町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立
いたしました。

なお、野呂議員は通院のため遅刻の旨届出があ
りましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 昨日議会運営委員会が開
催されましたので、その結果について委員長から
の報告を求めます。

○8番(白川栄美子君) 昨日委員会室におきま
して議会運営委員会が開催されましたので、その
審議経過並びに結果につきまして私からご報告申
し上げます。

委員7名の出席がありましたことをご報告申し
上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加
案件についてであります。新たに追加されました
案件は、意見案6件、閉会中の継続審査調査申出
についてでございます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第11、意見案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める要望意見書ないし日程第16、意見案第6号 種苗法の改定に関する要望意見書までの意見案6件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第4号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第17、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、意見案6件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案6件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、議案第3号 余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第3号 余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案につきましては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）が令和2年6月12日に公布され、同年12月12日に施行されることに伴い、余市町におきましても町議会議員及び町長の選挙における立候補に係る環境の改善のため当該選挙に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用の公費負担に関する事項を定めるため、本議会に条例案をご提案申し上げます次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案。

余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、余市町議会議員及び余市町長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第7号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担

に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 余市町議会議員及び余市町長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、6万4,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、同条第5項の規定による告示の日。第4条において同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により町に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間において選挙運動用自動車の使用に関する有償契約を締結し、余市町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)

第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場

合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が6万4,500円を超える場合には、6万4,500円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金

額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が1万2,500円を超える場合には、1万2,500円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれかの号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に定める選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定めるビラの枚数を超える場合には、同号に定めるビラの枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払

手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める選挙運動用ビラの枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に定める選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場(余市町選挙ポスター掲示場設置条例(昭和58年余市町条例第17号)第1条の規定により設置されるポスターの掲示場をいう。以下同じ。)の数に1.2を乗じて得た枚数(その枚数に1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。以下同じ。)を超える場合には、当該1.2を乗じて得た枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員

会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に5万円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月12日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 今回全く新しい条例ができるということなので、実際に運用するとなったらどうなるのだろうかかなという点を含めて幾つか伺ってまいりたいのですけれども、これ見ているとポスターについては何となくイメージがついたのです。例えば立候補したいという人がいて、ポスターを作ってくださいと業者さんをお願いをして、金額幾らですとなったときに、お金の請求は業者のほうから来た場合払うという仕組みになっておるので、恐らく立候補予定者と業者さんの間では要は選管に請求する金額を差し引いたものを払っていただくという形に多分実際はなるのだろうなと思うのです。その辺どうなのかなというのが1つと、あとほかの運転手さんだったり、自動車だったり、ガソリン代だったりなのでも、正直出るか出ないかというのはその日の朝以降、初日に立候補届が出ないと分からないわけです。いろいろわさは飛ぶけれども。そうなった場合にこれの精算って一体どのタイミングで行うことになるのかなと。有償契約結んだ場合とかいろいろ書いてはいますが、ではこの契約というものはがっちりした契約書を出さなければいけないのか。車の場合でしたらそうだと思うのですけれども、ではガソリン代どうなるかというところ、どこか特定のスタンドさんと書面で契約交わして、それと一緒に領収書かレシートを持っていくという形になるのか、あるいはこれだけ使いましたというふうに事後申請をしていくのか、その辺の運用がよく分からないので確認込めて伺いたいのです。よろしくお願いします。

○議長（中井寿夫君） 答弁調整のため暫時休憩

します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時37分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、大物議員への答弁を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（石川智子君） 答弁調整のため貴重なお時間をお借りしましてありがとうございました。

14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。ポスターの作成及びガソリンの供給の有償契約に関わる事業者から余市町に対して請求をもらい、公費負担の限度額内でお支払いすることとなります。

○14番（大物 翔君） 私はポスターとガソリン代のことも聞きましたけれども、自動車のことも聞いておまして、いつの時点で請求を起こして、どういう書類で契約とみなされるものであって、かついつ精算するのですかということを知っているのですけれども、お時間かけてお話しされているのでしょうか、どうしてそこ答弁してくれないのですか。

○選挙管理委員会事務局長（石川智子君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁申し上げます。

自動車の精算時期なのですけれども、選挙が終わりましてからそれぞれの、ポスターもそうなのですけれども、ポスター、ガソリン代、自動車についても全て選挙が終わりましてから事業者から直接請求をいただくこととなります。

○14番（大物 翔君） もちろん国の法律がそうになっているから、それに準拠してやっているというのは当然理解した上で今申し上げたいのですけれども、そうすると本来この公選法改正をしようというそもそもの議論の発端は多様な人が立候補できるようにする環境をつくらうではないかというのが出発点だったと思うのです。その中の一つ

には、お金がかかり過ぎる選挙は変えていこうではないかという趣旨だったはずなのです。ところが、現実どうかといえば、供託金、町村でいけば15万円積まなければならない。さらに、それとは別に通常どおりの経費が発生した上で事後精算をするという形になろうかと思うのです。果たしてこれでいわゆるお金のかからない選挙というものが実現できるのだろうか。そもそも手持ちのお金を持っている人でなければますます立候補できない環境をつくってしまうことにこれなるのではないのかなという懸念があるのですが、その辺どういうふうと考えていらっしゃいますか。

（「議事進行」の声あり）

○6番（庄 巖龍君） ただいまの発言につきましては、本議案の提案趣旨とは全くかけ離れた議論になると思いますので、その辺につきましては考慮した形で議長の采配をお願いいたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま14番、大物議員の質疑中であります。

今の本来的に公職選挙法改正の趣旨に反するのではないかという質問であります。それについて答弁があればお願いをしたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（石川智子君） 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

法の趣旨に関するご質問については答える立場にございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、議案第4号 余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○企画政策課長(阿部弘亨君) ただいま上程されました議案第4号 余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてにつきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

余市町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成28年度から本年度までの5か年間を計画期間として、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき本町における計画を策定し、議決をいただいたところでございます。当該計画を変更する場合には、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、当該自治体議会の議決を経た上で総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に計画を提出することとされており、当該計画に登載された事業につきましては、過疎対策事業債の申請が可能となるものでございます。今般本年度以降において実施する2件の事業について新たに計画に追加いたしたく、余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてご提案を申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市町過疎地域自立促進市町村計

画の変更について。

余市町過疎地域自立促進市町村計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

余市町過疎地域自立促進市町村計画を次のように変更する。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の(1)現況と問題点の③ 情報化の推進中「また、」を削り、次のように加える。

移動通信サービスは音声通話機能や電子メールによる情報伝達やインターネットによる情報収集・情報発信といった機能から重要なライフラインの一つとなっているほか、災害時等の有効な緊急手段としての役割を担っており、町内で移動通信サービスを安定的に利用できる環境の整備が必要となっている。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の(2)その対策に次のように加える。

サ 町内全域の超高速ブロードバンド化を推進する。

シ 町内の移動通信サービス環境整備に努める。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の(3)計画の表の2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流促進の部に次のように加える。

(6)電気通信施設等情報化のための施設、通信用鉄塔施設、移動通信無線局施設整備事業、余市町。その他の情報化のための施設、超高速ブロードバンド施設整備事業、余市町。

以上、上程されました議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

なお、参考資料として計画に係る新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧を賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、議案第5号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（篠原道憲君） ただいま上程されました議案第5号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げました工事請負契約の締結につきましては、令和2年度豊浜橋架け替え工事であります。本件の豊浜橋につきましては、豊浜町内の町道豊浜線に配置されております地域唯一の生活道路にあって、昭和33年に供用されてから60年以上が経過し、橋梁自体の経年劣化や部材の損傷が著しいことから、道路の安全性、信頼性を確保するために新たに架け替えをするものであります。架け替え後の新橋梁としましては、橋長11.54メートル、幅員6.7メートルの上部構造をプレストレストコンクリート橋の構造形式とする単純桁橋梁となっております。

工事の概要といたしましては、この橋を架け替えるに当たりまして代替道路がないことから、仮橋、仮道を配置した後に旧橋梁の撤去、新橋梁の桁を支える橋台、くい基礎などの下部工事と橋台保護のための護岸工事を行うものでありまして、交差する湯内川の濁水期に合わせて施工するものでございます。去る8月19日に公募型指名競争入札に付しましたところ、落札により相手方の決定を見ましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるべくご提案申し上げる次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

- 1、契約の目的、令和2年度豊浜橋架替工事。
- 2、契約の方法、公募型指名競争入札。
- 3、契約金額、一金9,163万円也。
- 4、工期、自令和2年9月24日、至令和3年3月22日。
- 5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。
- 6、契約の相手方、中村・古垣特定共同企業体、代表者、余市郡余市町黒川町1294番地6、中村建設株式会社代表取締役社長、中村公彦。

以上、議案第5号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第6号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（奈良 論君） ただいま上程されました議案第6号 工事請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げました工事請負契約の締結につきましては、令和2年度重要給水施設配水管更新工事3工区であります。

概要といたしましては、入舟町から浜中町の一般国道229号歩道内に布設されております铸铁管は供用から65年以上が経過し、老朽化が進んでおり、耐震性のある水道管に更新することにより重要拠点への給水を確保するものであります。新設する配水管布設延長は426.7メートルとなり、更新後に旧配水管の撤去工事を行うものでございます。去る8月19日に公募型指名競争入札に付しましたところ、落札により相手方の決定を見ましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるべくご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次ページをお開き願います。

記。

1、契約の目的、令和2年度重要給水施設配水管更新工事（3工区）。

2、契約の方法、公募型指名競争入札。

3、契約金額、一金9,510万2,700円也。

4、工期、自令和2年9月24日、至令和3年2

月25日。

5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。

6、契約の相手方、高橋・庄木特定共同企業体、代表者、余市郡余市町黒川町7丁目78番地、株式会社高橋配管設備代表取締役、高橋哲雄。

以上、議案第6号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 何年前から順次耐震化への布設替え、進んでいっているところだと思うのですが、余市町も御多分に漏れずなかなか古い水道管、たくさん埋まっている状態ですが、今回この工事を行うことによって耐震化率は全体の何%になるのかというのが1つ。

また、先ほどの説明の中で65年以上経過しているのがここなのだという話だったので、では60年以上経過している余市の水道管というのは全部で何キロまだ残っているのかと。それについてはどうしていこうと考えているのか、お願いします。

○水道課長（奈良 論君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和2年度、今回の重要給水の部分で整備されます耐震化率につきましては、10.98%となる見込みとなっております。

全体の65年という表現でございましたけれども、60年以上の延長のありますものにつきましては全部で鑄鉄管の部分で860メートル、D P Pその他で3万2,480メートル、D P P K型の部分で524メートル、あと耐震の継ぎ手の部分で6,934メートルとなっているところでございますが、この部分につきましても老朽化につきましては随時計

画を持って取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、議案第7号 町有財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第7号 町有財産の取得についてにつきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます町有財産の取得についてにつきましては、令和2年第2回臨時会と令和2年第3回臨時会において議決をいただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び公立学校情報機器整備費補助金によるGIGAスクール構想に伴う児童生徒1人当たり1台の情報機器購入についてでございます。去る

8月25日、指名競争入札に付し、落札により相手方の決定を見ましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により本議会にご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 町有財産の取得について。

次のとおり、余市町立小中学校情報機器を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

1、取得の目的、余市町立小中学校情報機器取得。

2、財産の取得の種類及び数量、児童生徒用情報機器1,165台。

3、取得の方法、指名競争入札。

4、取得の価格、一金5,228万5,200円也。

5、取得の相手方、余市郡余市町黒川町3丁目134番地、株式会社ホンダ代表取締役、本多宏行。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして入札の経過を添付してございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） かねてから進めていました情報機器の整備、やっここまで来たなというところなのですけれども、町有財産としてこれ取得していくわけなのですけれども、では財産であり、これ電子機器でございますけれども、この分

野、非常に変化が速い分野ですので、劣化、損耗も速いと認識しておるのですけれども、財産として見た場合、これの耐用年数、どのぐらいとして見ていらっしゃるのかなど。

財産でございますから、当然減価償却発生していくと思うのですけれども、それをどのぐらいで償却というふう処理しようとしているのかなど。

その2点、お願いします。

○議長（中井寿夫君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時29分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、大物議員への答弁を求めます。

○学校教育課長（高田幸樹君） 答弁調整のため貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

14番、大物議員のご質問に答弁させていただきたく存じます。パーソナルコンピュータの耐用年数となりますが、財務省によりますとパーソナルコンピュータの耐用年数は4年というふうになってございます。

さらに、減価償却の件につきましては、今回の購入につきましては1,165台の購入になりますので、1台当たりの単価が50万円未満となつてございますので、減価償却の対象にはならないというふう認識しておるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○10番（彫谷吉英君） このパソコンはどこのメーカーか、それと型番です。デスクトップかノートパソコンか、それをちょっと聞きたいと思えます。

○学校教育課長（高田幸樹君） 10番、彫谷議員のご質問に答弁させていただきたく存じます。

パソコン、今回の購入機器に関するメーカーにつきましてはNECとなっております。

それから、デスクトップかノートパソコンかということでございますが、こちらにつきましてはノートパソコン型にもなりますし、折り畳んで端末というか、タブレット型にもなる機種になってございます。ご理解賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 町有財産の取得については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第6、議案第8号 令和元年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（奈良 論君） ただいま上程されました議案第8号 令和元年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび令和元年度余市町水道事業会計の決算におきまして当年度純利益により未処分利益剰余金が発生したことから、余市町水道事業の剰余金の処分等に関する規定に定めた基準に基づき、その一部を減債積立金への積立て措置を行いたく、ご提案申し上げるものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 令和元年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

令和元年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和2年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次ページをお開き願います。

記。

令和元年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金5,896万117円のうち130万円を減債積立金に積立て、残余を繰り越すものとする。

以上、議案第8号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 令和元年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第7、議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第8、議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第9、議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての以上3件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第7ないし日程第9を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長(増田豊実君) ただいま一括上程となりました議案第9号ないし議案第11号までの議案3件につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます規約の変更につきましては、山越郡衛生処理組合が令和2年3月31日をもって解散したこと、奈井江、浦臼町学校給食組合が令和2年9月30日をもって解散したこと、札幌広域圏組合が令和元年7月31日をもって解散したことに伴うそれぞれの組合規約の一部を変更する必要が生じたため、本議会にご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償

等組合規約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和2年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約(昭和43年5月1日地方第722号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、一括上程されております議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

令和2年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、一括上程されております議案第11号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のとおり変更する。

令和2年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合格約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局（12）の項中「（12）」を「（11）」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局（32）の項中「（32）」を「（31）」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上、一括上程となりました議案第9号ないし議案第11号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案3件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第9号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第10、認定第1号 令和元年度余市町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、さきに議会運営委員会の委員長から報告のとおり、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員15名をもって構成する令和元年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については議長並びに議会選出の監査委員を除く議員15名をもって構成する令和元年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることに決しました。

なお、ただいま設置されました特別委員会に対しましては、審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま設置されました特別委員会に対し、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することに決しました。

なお、本会議終了後、301、302号会議室において特別委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

○議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第11、意見案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める要望意見書、日程第12、意見案第2号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める要望意見書、日程第13、意見案第3号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める要望意見書、日程第14、意見案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書の以上4件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第11ないし日程第14を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第4号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 国土強靱化に資する道

路の整備等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第15、意見案第5号

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第5号 地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第16、意見案第6号
種苗法の改定に関する要望意見書を議題といた
します。

お諮りいたします。本案につきましては、提出
者の説明を省略することにいたしたいと思いま
す。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しま
した。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議
規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省
略いたしたいと思えます。これにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号については委員会の付託
を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員
の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、意見案第6号 種苗法の改定に関する
要望意見書は、否決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第17、閉会中の継続
審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長か
ら、目下委員会において審査調査中の事件につき、

会議規則第74条の規定により、お手元に配付いた
しました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申
出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、
閉会中の継続審査調査に付することにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継
続審査調査に付することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て
終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和2年余市町議会第3回定例会
を閉会いたします。

閉 会 午前11時55分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 16番 山 本 正 行

余市町議会議員 18番 岸 本 好 且